

私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、栄区が区制 30 周年の記念すべき節目を迎えるにあたり、区民と一緒に盛り上げ、喜びの輪を広げていくため、栄区制 30 周年事業の一環として、区民が主役となり新たに企画及び実施する事業に要する経費の一部に対し、私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区制 30 周年を盛り上げるため、区民が主役となり新たに企画・実施する事業。
- (2) 平成 28 年 6 月から平成 29 年 2 月までに実施する事業。
- (3) 団体自らが企画・運営をし、実施する事業。
- (4) 本市（区）の他の制度による補助または助成等を受けていない事業。

2 前号の規定にかかわらず、次の号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教団体、政治団体及び営利を目的とした団体が実施する事業。
- (2) その他、私たちがつくる 30 周年事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で不適切と認めた事業。

（事業期間）

第 3 条 当該補助金が対象とする事業期間は、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までとする。

（審査委員会の設置）

第 4 条 この要綱による補助金を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員は、栄区制 30 周年記念事業実行委員会理事をもってあてる。

（補助金額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費のうち 10 万円を上限として審査委員会で補助額を決定し、予算の範囲内で交付します。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象経費等）

第 6 条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる経費は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 構成員の人件費等、団体の運営に関する経費
- (2) 飲食代（講師などへのお茶代やスタッフへの飲食代等）
- (3) 備品購入費（1 個あたり 3 万円以上の物品）
- (4) 領収書のない、使途不明な経費
- (5) その他事業実施に直接必要と認められない経費

（交付申請及び必要書類）

第 7 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする時は、次の書類を栄区制 30 周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）提案書（第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（第 2 号様式）
- (3) 収支予算書（第 3 号様式）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金交付、不交付の決定)

- 第8条 会長は、前条による申請書類を受理したときは、審査委員会による審査を行い、事業の内容等が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金の交付を申請した者(以下「申請者」という。)に対し、速やかに、補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知する。
- 2 会長は、前項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、速やかに、補助金不交付決定通知書(第5号様式)により通知する。

(交付の条件)

- 第9条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

- 第10条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、交付決定通知を受けた後に、事業計画の申請事項を変更又は中止しようとする場合は、速やかに、事業計画変更(中止)申請書(第6号様式)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

(経費の明瞭化)

- 第11条 補助事業者は、収支簿を作成し、補助金の使途について明らかにしておかなければならない。

(事業報告書の提出)

- 第12条 補助事業者は、当該事業が終了した日(中止し、又は廃止をした場合にあっては、その日)から起算して30日以内に速やかに次の書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書(第7号様式)
 - (2) 収支決算書(第8号様式)及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し
 - (3) 事業の実施状況がわかる写真データ
 - (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第13条 会長は、前条の規定により事業報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、また必要に応じて実地調査し、その報告に係る事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第9号様式)により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付の時期及び請求)

- 第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を事業が終了した後において交付するものとする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、補助事業の終了前に交付決定額を前金払いすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第10号様式)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第15条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
 - (2) この要綱に基づき会長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 申請内容を大きく逸脱して補助事業を実施したとき。

- (4) 補助金を交付の目的以外のものに使用したとき。
 - (5) 事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (6) 前号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 会長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて補助金返還命令書（第11号様式）によりその返還を求めることができる。
- 2 会長は、第14条第1項の規定により補助事業終了前に補助金を前金払いした場合において、補助金交付確定額が、前金払い額より少なかった場合、当該補助事業者に対し、期限を定めて補助金返還命令書（第11号様式）によりその差額の返還を命ずるものとする。

(書類の閲覧)

- 第17条 補助事業者及び会長は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。
- (1) 第7条に規定する書類
 - (2) 補助金交付決定通知書（第4号様式）
 - (3) 第12条に規定する書類
- 2 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

	補助事業者	会長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他代表者が指定する場所	栄区総務課
閲覧時間	代表者が指定する時間	月曜から金曜までの午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第7条に規定する書類及び交付決定通知書にあつては、補助金の交付を受けた日から2年間、第12条に規定する書類にあつては、当該書類を会長に提出した日から2年間	第7条に規定する書類及び交付決定通知書にあつては、補助金の交付をした日から2年間、第12条に規定する書類にあつては、当該書類を受理した日から2年間

(事務)

- 第18条 私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）に関する事務は栄区総務課で行う。

(その他)

- 第19条 この要綱及び要領に定めのない事項については、会長が必要に応じてその都度定めるものとする。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	主なもの
報償費	イベント等の講師、出演者等への報償、謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費等
旅費・交通費	講師、出張者等（団体の構成員を除く）の交通費等
消耗品費	1個あたり3万円未満の物品、文具、その他消耗品等
印刷費	チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等
通信費	切手、はがき等郵便料
借上料	会場使用料、バスの借上料、各種機材レンタル料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
手数料	振込手数料等
その他	審査委員会が特に必要と認める経費

第1号様式

私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）
提 案 書

平成 年 月 日

栄区制30周年記念事業実行委員会
会 長 磯崎 保和 様

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業実施日（期間）	
交付申請額	円
その他の事項	
補助金交付時期	<input type="checkbox"/> 後払い <input type="checkbox"/> 前金払い <前金払いを希望する理由>

この書類及び下記の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)

事業計画書

事業名	
団体名	
実施日（期間）	
実施場所	
参加予定 人数	
事業目的	
主な事業内容	

収 支 予 算 書

【収入の部】

(単位：円)

項目		予算額	積算内訳（説明）
収入	私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）補助金（A）	円	※上限10万円 ※千円未満の端数は切り捨ててください。
	事業収入（B）	円	
	小計（C）	円	
自己負担額（D）		円	
収入総額（C+D）		円	

【支出の部】

項目		予算額	積算内訳（説明）
補助対象経費		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		補助対象経費小計（E）	円
補助対象外経費（F）		円	
支出総額（E+F）		円	

※【収入の部】の収入総額と【支出の部】の支出総額が一致するようにしてください。
 ※積算内訳（説明）は詳細に記載して下さい。

平成 年 月 日

様

栄区制 30 周年記念事業実行委員会
会 長 磯崎 保和

私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金
交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日に申請のありました標記補助金について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

事業名	
補助金交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 この補助金は、申請以外の目的での使用、又は流用はできません。 2 当該事業終了後、30 日以内に事業報告書（第 7 号様式）、収支決算書（第 8 号様式）及び事業の実施状況がわかる写真データを提出してください。 3 補助金の額の確定は、提出された事業報告書を審査し、補助対象に適合すると認めたときに、交付する補助金を確定し、交付するものとする。 4 私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金交付要綱第 1 5 条の規定に該当した場合は、当該補助金の一部又は全部を取り消し、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。 5 私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金交付要綱第 1 6 条の規定に該当した場合は速やかに返還してください。 6 この書類は、横浜市市民協働条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。 7 その他、私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金交付要綱の定めに従ってください。

担当：
電話：

平成 年 月 日

様

栄区制30周年記念事業実行委員会
会長 磯崎 保和

私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）補助金
不 交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日に申請のありました標記補助金について、審査の結果、不交付
となりましたので通知します。

[事業名]

[不交付の理由]

担当：
電話：

私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金
事業計画変更（中止）申請書

栄区制 30 周年記念事業実行委員会
会長 磯崎 保和 様

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

平成 年 月 日付にて補助金の交付決定を受けております事業につきまして、
下記のとおり（変更・中止）したく、私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助
金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業内容	
変更又は中止の理由	<変更前>
	<変更後>
変更又は中止年月日	平成 年 月 日（予定）

私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）補助金
事業報告書

栄区制30周年記念事業実行委員会
会長 磯崎 保和 様

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

印

平成 年 月 日付で交付決定の通知を受けた補助金に係る事業については、下記のとおり実施したので、私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり実績を報告します。

事業名	
事業実施日（期間）	
実施場所	
参加人数	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
事業実施概要	

【添付書類】

事業の実施状況がわかる写真データ

収 支 決 算 書

【収入の部】

(単位：円)

項目		予算額	決算額	積算内訳（説明）
収入	私たちがつくる 30周年事業（チャ レンジ30）補助金 （A）	円	円	※上限10万円 ※千円未満の端数は切り捨ててください。
	事業収入（B）	円	円	
	小計（C）	円	円	
自己負担額（D）		円	円	
収入総額（C+D）		円	円	

【支出の部】

項目		予算額	決算額	積算内訳（説明）
補助対象経費		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		補助対象経費 小計（E）	円	円
補助対象外経費（F）		円	円	
支出総額（E+F）		円	円	

※【収入の部】の収入総額と【支出の部】の支出総額が一致するようにしてください。

※積算内訳（説明）は詳細に記載して下さい。

平成 年 月 日

様

栄区制30周年記念事業実行委員会
会長 磯崎 保和

私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）補助金
交付額確定通知書

平成 年 月 日付で交付決定した標記補助金については、平成 年 月 日に提出された事業報告書等に基づき、次のとおり交付額を確定したので、私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 補助金交付対象事業 | 事業 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | <u>円</u> |

担当：
電話：

私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金
交 付 請 求 書

平成 年 月 日

栄区制 30 周年記念事業実行委員会
会 長 磯崎 保和 様

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

印

円

上記の金額を請求します。
次の口座へ振り込みをお願いします。

振 込 先	金 融 機 関 等 の 名 称	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支店
	預 金 の 種 類	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義 人		

【添付書類】

私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金額確定通知書の写し

平成 年 月 日

様

栄区制 30 周年記念事業実行委員会
会 長 磯崎 保和

私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金
補 助 金 返 還 命 令 書

平成 年 月 日付にて交付決定しております補助金につきまして、私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 補助金交付確定額 円

4 補助金返還額 _____ 円

5 返還期限 平成 年 月 日まで

担当：
電話：